

シリーズ  
原発・いのち・みらい  
その71

# 福島の小児甲状腺がんの 多数発見は「過剰診断」か？

種市 靖行（白山市・整形外科）

1986年のチェルノブイリ原発事故で放出された放射性ヨウ素の影響で、小児甲状腺がん患者の増加があったことは国際的に認められた事実である。2011年の東京電力福島

## 予想外の1巡目結果 〜100名を超える甲状腺がん

それらの事実に基づいて福島県内では、当時18歳以下の子どもたちを対象に健康の見守りとして甲状腺検査が開始された。原発事故から4〜5年程度の潜伏期があると仮定し、1回目の検査は事故の影響が出る前の状況を確認するという理由で「先行検査」と名付けられた。2回目以降を「本格検査」と称して、実際に甲状腺がんが増えるのかどうかを見極めるといふ予定であった。

### 「過剰診断」を理由にした検査縮小論

そのような議論がなされていた2014年に韓国から、成人のがん検診として甲状腺超音波検査を施行したところ、甲状腺がん発見数の激増にもかかわらず死亡率の低下が認められなかったという事実が報告された。この報告により、「過剰診断」という問題が国際的にも注目されるようになった。そもそもがん検診は生命予後の改善が目的であり、その目的が達成できない検診はがん検診としては成立



### 検査2回目多発も予想外 〜とりまとめでは被曝影響を強引に否定

本格検査（検査2回目）の結果については、検査1回目よりは少なかったが71名の甲状腺がんが発見された。理屈では検査1回目と比較的小さながんも発見したためその「刈り取り効果」により、検査2回目はほとんど見つからないと予想されていた。検査2回目で見えなかった71名中58名は検査1回目の検査で結節は認められておらず、甲状腺がんは成長の遅いがんであるという元々の常識にも反する結果であった。ところが、検査2回目の結果の取りまとめの議論の中ではこれらの結果はほとんど考慮されなかった。そして、「線量の増加に応じて発見率が上昇する」といった一貫した関係（線量・効果関係）は認められないことを主な根拠として、「現時点において、甲状腺検査本格検査（検査2回目）に見えなかった甲状腺がんは放射線被ばくの間の関連は認められない」と結論づけた。

### 過剰診断論の先にある検査縮小

検査1回目・2回目の結果に対する取りまとめの上で放射線の影響を否定して、甲状腺がんが多数発見されている理由を、疫学的考え方の「過剰診断」という問題にすり替えていくという考えが透けて見える。その先にあるのは、検査回避の空気感の熟成である。科学的な事実を装いながら、原発事故の影響を過小評価するような動きには注意が必要である。（次号に続く）

日本国民が世界の人々に誇りに思うことがあるとすれば、日本国憲法もその一つです。日本国憲法は1946年11月3日に公布されて以来、今に至る76年間、一度も改定されたことはありません。諸国の憲法は公布以来、改定がまれでない中であって、日本国憲法はそれがない。日本国憲法はそれだけ日本国民の心の中に深く根を下ろし、生きているからにはかなりません。

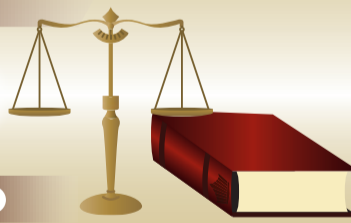
この憲法を変えようとする強い動きが続く中であって、なぜ長きにわたりこの憲法は日本国民に支持され、擁護されてきたのでしょうか。それは日本国民の心の中に、満州事変に始まり、中国との全面戦争、太平洋戦争へと続く戦争体験にあると思うのです。あの戦争により日本国民だけでも310万人の尊い命が失われ、日本の大都市は焼け野原となりました。この体験が日本国民の心の中に「戦争だけはやっていけません」の精神を深く沈殿させているのです。

なぜ人が互いに殺しあう戦争をしたのでしょうか。「大事なことはすべて、昭和史に書いてある」（半藤一利）のです。今こそ昭和の歴史を学ぶときと思うのです。歴史を忘れてはいけません。（次号につづく）

## 〈シリーズ〉憲法を生きる④

# 日本国憲法擁護を考える①

ペンネーム 古志 雅裕 九条の会・石川医療者の会賛同人



「憲法」を日常生活で意識することはなかなかありませんが、性別や人種によって差別されないことや、健康で文化的な生活を過ごすことなど、私たちが暮らしていく上で大切な権利を保障しています。しかし、実際には権利が守られていない現状もあります。このシリーズは、憲法の理念を再確認し、それを実現する社会保障制度を考える一歩にしようという企画です。

石川県保険医協会が事務局を務める「九条の会・石川医療者の会」の賛同人へ憲法に思うことを募集し、ご寄稿いただきましたので掲載いたします（全3回）。

日本国憲法前文には「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と記述されています。平和を愛する諸国民のなかに、韓国、北朝鮮、中国、ロシア、アメリカ、日本の国民、市民が含まれることは言うま

でもありません。諸国民を信頼する広い心、これが日本国民の心であると憲法前文は宣言しています。これは日本国民を含む諸国民、人類のめざす一理想像であり、日本国憲法は「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」と結んでいます。